

福岡県警察技能指導官の運用要領の制定について（通達）

平成7年9月7日

福岡県警察本部内訓第20号

この度、福岡県警察技能指導官の運用要領について次のとおり制定し、9月7日から施行することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この要領は、福岡県警察技能指導官に関する訓令（平成7年福岡県警察本部訓令第19号。以下「訓令」という。）第9条の規定に基づき、福岡県警察技能指導官（以下「技能指導官」という。）の運用について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 技能指導官の行う職務（訓令第3条関係）

技能指導官の行う主な指導方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事件、事故等の現場における指導
- (2) 専科教養、各種講習等における講義及び演習
- (3) 巡回教养による講義及び実務の指導
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、専門的技能等の効果的な指導ができる方法

3 技能指導官に充てる職員の要件（訓令第5条関係）

技能指導官に充てる職員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 現に担当する業務に関し、卓越した専門的技能等を有する者
- (2) 原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が通算して15年以上の者
- (3) 勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

4 技能指導官の推薦及び選考

- (1) 所属長は、3に定める要件のいずれにも該当する者がいるときは、技能指導官指定推薦書（様式第1号。以下「推薦書」という。）により、当該専門的技能等の業務を担当する課長（以下「業務担当課長」という。）及び当該部の庶務担当課長（以下「庶務担当課長」という。）を経由して、当該部長に推薦するものとする。
- (2) (1) の場合において、業務担当課長は、推薦された職員について必要な調査を行うとともに、警務部教养課長（以下「教养課長」という。）及び警務部警務課長と協議の上、当該部長に報告するものとする。

(3) (2)の報告を受けた部長は、推薦された職員が技能指導官として適任であると認めるときは、推薦書により、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

(4) 本部長は、(3)の上申を受けたときは、技能指導官審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を命ずるものとする。

(5) 委員長は、委員会の審査結果を本部長に報告するものとする。

5 技能指導官の指定（訓令第6条関係）

本部長は、委員会の審査の結果、技能指導官として適任であると認める当該職員に対し、指定書（様式第2号）を交付することにより指定するものとする。

6 技能指導官名簿の作成（訓令第7条関係）

(1) 教養課長は、技能指導官に指定した職員に係る福岡県警察技能指導官名簿（様式第3号。以下「名簿」という。）を作成し、その周知を図るため、各所属長に通知するものとする。

(2) 教養課長は、名簿に異動があったときは、その都度、各所属長に通知するものとする。

7 技能指導官の指定の解除

(1) 業務担当課長は、技能指導官が、疾病その他の理由により技能指導官としての職務の遂行が困難となった場合又は技能指導官としてふさわしくない事情が生じた場合は、技能指導官指定解除申請書（様式第4号）により、推薦を行った当該部長を経由して本部長に解除の申請をするものとする。

(2) (1)の申請に係る職員が本部長から技能指導官の指定を解除された場合は、教養課長は、当該業務担当課長及び技能指導官の所属する所属の長（以下「配置先所属長」という。）に対しその旨を通知するとともに、当該職員を名簿から削除するものとする。

8 技能指導官の派遣

(1) 所属長は、技能指導官の派遣が必要な場合は、技能指導官派遣要請書（様式第5号）により、配置先所属長に要請するものとする。

(2) (1)の派遣要請を受けた配置先所属長は、緊急やむを得ない業務その他特別の事情がある場合を除き、派遣要請に応じるものとする。

9 相互の連携等

業務担当課長、配置先所属長、教養課長その他技能指導官の運用に関係する所属長は、相互に連携を図り、技能指導官の積極的かつ効果的な運用に努めるものとする。

10 報告

(1) 配置先所属長は、技能指導官の活動状況について、四半期ごとに技能指導官活動状況

（様式第 6 号）及び技能指導官活動実績表（様式第 7 号）により、業務担当課長を経由して
教養課長に報告するものとする。

（２） （１）の規定による報告を受けた教養課長は、取りまとめの上、警務部長に報告する
ものとする。